

八雲町物価高騰支援給付金(子ども加算)申請書(請求書)

八雲町
受付印

支給市区町村(※令和5年12月1日時点の市区町村)

八雲町長

様

【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

申請日 令和 年 月 日

(フリガナ)	生年月日	現住所・電話番号
氏名	昭和・平成	〒
	年 月 日	電話 ()

2. 給付金申請児童

以下の(1)~(3)のいずれかに該当する児童について申請してください。

- (1) 令和5年12月1日(以下「基準日」という。)時点で世帯主と同一世帯である平成17年4月2日から令和5年12月1日までに出
生した児童
- (2) 令和5年12月2日から令和6年8月31日までに出生した児童
- (3) 基準日時点で申請・請求者と別世帯であり、児童のみ(兄弟姉妹含む)の世帯であるが、申請・請求者と生計が同一である児童
※(3)に該当する場合は、申請書(請求書)に「別居監護申立書」を添付してください。

	(フリガナ)	生年月日	生計 関係	同居・ 別居の別	住所 (別居の場合)
	氏名				
1		平成・令和	同一・ 維持	同居・ 別居	〒
		年 月 日			
2		平成・令和	同一・ 維持	同居・ 別居	〒
		年 月 日			
3		平成・令和	同一・ 維持	同居・ 別居	〒
		年 月 日			
4		平成・令和	同一・ 維持	同居・ 別居	〒
		年 月 日			
5		平成・令和	同一・ 維持	同居・ 別居	〒
		年 月 日			

※「生計関係」の欄は、次によって記入してください。

- 1)「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人または父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしている場合に○で囲んでください。
- 2)「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持している場合に○で囲んでください。

3. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 給付金申請児童」に記入した今回支給申請をする人数になります。

※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合 : 50,000円 × 3人 = 150,000円

4. 受取方法

原則、給付金の支給口座となります。

支給された口座が使用できないなどの場合のみ、下記へ記載してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入金のない口座を記入しないで下さい。

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は現金での受け取りも可能です。その場合は、住民生活課児童係までお問い合わせください。

(裏面も必ずご確認ください。)

【誓約・同意事項】

各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。

- 基準日(令和5年12月1日)において八雲町に住民登録がある世帯の世帯主です。
- 八雲町物価高騰支援給付金(こども加算)(以下「給付金(こども加算)」という。)の支給要件に該当します。
※こども加算の支給対象となるためには、以下の要件の全てを満たすことが必要です。
ア 世帯の全員が、令和5年度分の住民税が「非課税者もしくは、均等割のみ課税者」である。
イ 世帯の全員が、住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯ではない。
ウ 世帯の中に、租税条約による住民税の免除の適用を届け出ている者はいない。
エ 世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告である者はいない。
- 給付金(こども加算)の支給要件の該当性等を審査等するため、八雲町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、八雲町において支給決定をした後は、給付金(こども加算)の請求書として取り扱います。
- 八雲町が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年9月13日までに、八雲町が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(こども加算)が支給されないことに同意します。
- 給付金(こども加算)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(こども加算)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(こども加算)を返還します。

提出書類

- 『八雲町物価高騰支援給付金(こども加算)申請書(請求書) (本書)』
※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 (※4. 受取方法で振込の口座を記入した場合に限る。)
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 令和5年1月1日時点で居住の市区町村が発行する課税証明書または、非課税証明書の写し(世帯全員分)
※ 令和5年1月2日以降に八雲町に転入された方がいる場合のみ添付が必要です。
※ 八雲町物価高騰支援給付金(非課税世帯/7万円)または、八雲町物価高騰支援給付金(均等割のみ課税世帯/10万円)が支給されている方は不要です。
- 『別居監護申立書』
※ 申請の児童が、2. 給付金申請児童において、別居に該当する場合に添付が必要です。

【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。チェック漏れや添付書類の不備がある場合、支給を受けられません。

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名